

川口市ペット火葬炉の設置等に関する指導要綱の概要

この要綱は、ペット火葬炉の設置者に必要な指導を行うことにより良好な生活環境の確保と、周辺住民等との関係の形成および維持を図ることを目的として定めたものです。

ペット火葬炉の設置を予定される方
ペット火葬炉をすでに設置されている方 が対象となります。
ペット火葬炉を引き継がれた方

◆ ペット火葬炉を設置または変更する時は

法令に基づく設置や変更の届出をするほか、事前協議および周辺周知の実施をお願いします（手順①から⑤参照。）。

事前協議

- ① ペット火葬炉設置（変更）協議書（様式第1号）を提出してください。
（協議書をもとに、事業計画地の調査を実施することがあります。）



周辺住民等への周知

- ② ①の後、事業計画について、説明会や戸別訪問により速やかに周知してください。
（事業計画地から概ね200m以内の住宅や、学校、病院等施設が対象となります。）



- ③ ②の状況や方法について、周辺住民等への周知報告書（様式第2号）により報告してください。



- ④ 大気汚染防止法および埼玉県生活環境保全条例に基づき、設置等の届出をしてください。



- ⑤ ④の翌日から、設置事業計画地に、ペット火葬炉の設置等に関するお知らせ（様式第3号）を掲示してください。

◆ ペット火葬炉の使用にあたって

本要綱の趣旨にのっとり次の事項に留意ください。

- ・ 炎の露呈や黒煙の排出を防止しなければなりません。
- ・ 引き続き、周辺住民等との相互理解に努めなければなりません。

【問い合わせ先】 川口市環境部 環境保全課 大気係

〒332-0001 埼玉県川口市朝日4-21-33（朝日環境センター内）

TEL:048-228-5389 FAX:048-228-5311